後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う特記事項の 記載について(医科・歯科・調剤・訪問看護)

令和4年9月30日診療分まで

正 但反八	特記事項		台中割合
所得区分		多数該当の場合	負担割合
現役並みⅢ	26 区ア	31 多ア	
現役並みⅡ	27 区イ	32 多イ	3割
現役並み I	28 区ウ	33 多ウ	
一般	29 区工	34 多工	1割
低所得Ⅱ	30 区才	35 多才	1割
低所得 I		※70歳未満の方のみ	



令和4年10月1日診療分以降

所得区分		特記事項		各和刺人
			多数該当の場合	負担割合
変更なし	現役並みⅢ	26 区ア	31 多ア	
	現役並みⅡ	27 区イ	32 多イ	3割
	現役並み I	28 区ウ	33 多ウ	
変更あり	一般Ⅱ	41 区力	43 多力	2割
	一般 I	42 区キ	44 多キ	1割
変更なし	低所得Ⅱ	30 区才	35 多才 ※70歳未満の方のみ	1割
	低所得 I			

^{※「43}多力」44多キ」は特定疾病給付対象療養(公費54など)の多数該当の場合に特記事項欄に表示します。

※国保は変更ありません。